

報告第9号

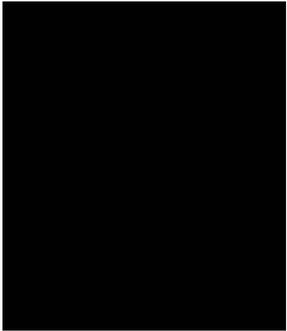
専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成21年2月3日	168,893円		平成20年12月5日、足立区古千谷本町一丁目4番17号先の道路上で、区が管理するカーブミラーが強風のため倒れ、走行中の相手方車両のドアに接触し、損傷を与えた。